



# しぶや青色

平成24年 6月号 第502号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

## 「納期の特例」の源泉所得税は7月10日（火）が納期限です

専従者給与・従業員給与等に対する給与所得の源泉徴収税額は、給与の支払月の翌月 10 日迄に納付するのが原則ですが、「納期の特例」の承認を受けている場合には、1月から6月分迄の合計額を、7月10日迄に納付します。この納付期限に1日でも遅れますと、延滞税がかかることがありますので、必ず期限内に納付して下さい。

### ★ 源泉所得税の指導を事務局で受けられる方に……これだけはお持ち下さい ★

1. 平成24年分 給与所得等に対する所得税源泉徴収簿（一人別徴収簿）  
まだ「一人別徴収簿」を備え付けていない方は、1月～6月迄の給与の支払い状況を各人別に調べてお持ち下さい。（各月の支払日・総支給額・扶養状況等）
2. 税務署から送られてきた源泉所得税の納付書。
3. 納税額が発生しなくても、納付書は提出しなければなりません。（0 証明）
4. 前回（平成23年7月～12月分）の納付書も、ご持参下さい。  
前回、還付未済金等のある方は今回納付分に充当精算いたします。

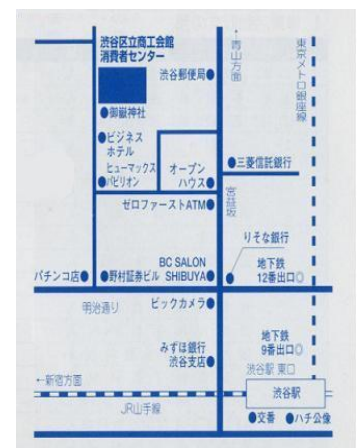
～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

## ● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。  
弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の方まで、  
講義形式で分かりやすくご説明いたします。

### ★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

日時	7月30日（月）・31日（火） 午前の部（不動産所得者向け） 9:30～12:30 午後の部（事業所得者向け） 13:30～16:30
会場	渋谷区立商工会館 6階 クラブ室 渋谷区渋谷 1-12-5
定員	午前・午後の部 各8名
費用	無料
申込	事務局までお電話でどうぞ (Tel 3463-7043)



# ★ 第14回通常総会開催 ★

去る5月29日(火)午後4時30分より、南国酒家・原宿店地下1階「迎賓館」に於いて、第14回通常総会が開催されました。

議事に先立ち、永年功労役員3名、また退任役員4名の方々に対して、永年の青色申告会の会活動へのご尽力に敬意を表し、「会長感謝状」の贈呈が行われ、続いて川口会長が議長に就任し、各議案の審議に入りました。

- 第1号議案 議事録署名人選任の件
- 第2号議案 第14期事業報告書承認の件
- 第3号議案 第14期収支計算書報告及び監査報告承認の件
- 第4号議案 第15期事業計画書(案)承認の件
- 第5号議案 第15期収支予算書(案)承認の件
- 第6号議案 一般社団法人移行(案)承認の件
- 第7号議案 定款変更(案)承認の件
- 第8号議案 諸規定変更(案)承認の件
- 第9号議案 一般社団法人移行後の役員改選(案)承認の件
- 第10号議案 移行認可申請書類等の補正・修正一任承認の件

各議案について、慎重な審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。第14期(23年度)収支報告・第15期(24年度)事業計画書・収支予算書につきましては、2~3ページでご報告申し上げます。

最後に渋谷税務署長・八本輝雄様よりご祝辞をいただき、午後5時30分閉会となりました。



八本  
税務署長



川口  
会長

一般会計	第14期 収支決算書		第15期 収支予算書
	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで		平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
勘定科目	予算額	決算額	予算額
<b>I. 事業活動収支の部</b> (単位:円)			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	3,000	1,504	1,500
(2) 特定資産運用収入	35,000	25,870	25,000
(3) 会費等収入	59,552,000	59,843,000	60,243,000
(4) 事業収入	19,690,000	21,128,421	20,260,000
(5) 雑収入	20,000	12,980	12,000
(6) 引当資産繰入金収入	3,157,000	2,597,930	1,000,000
事業活動収入計 A	82,457,000	83,609,705	81,541,500
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	56,786,853	53,747,376	57,299,921
(2) 管理費支出	17,037,187	14,630,675	17,162,145
事業活動支出計 B	73,824,040	68,378,051	74,462,066
事業活動収支差額 A - B	8,632,960	15,231,654	7,079,434
<b>II. 投資活動収支の部</b>			
1. 投資活動収入			
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計 C	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出	2,413,000	1,120,360	600,000
(2) 特定資産取得支出	5,402,160	14,700,960	5,713,520
投資活動支出計 D	7,815,160	15,821,320	6,313,520
投資活動収支差額 C - D	△ 7,815,160	△ 15,821,320	△ 6,313,520
<b>III. 財務活動収支の部</b>			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額 E - F	0	0	0
<b>IV. 予備費支出</b>			
予備費支出	817,800	0	765,914
当期収支差額	0	△ 589,666	0
前期繰越収支差額	21,444,307	21,444,307	20,854,641
次期繰越収支差額	21,444,307	20,854,641	20,854,641

# 貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目		金額	勘定科目		金額
<b>【Ⅰ】資産</b>	<b>の</b>		<b>【Ⅱ】負債</b>	<b>の</b>	
1. 流動資産	預り負債		1. 流動負債	負債合計	
(1) 現金		3,365,757	2. 固定負債	リース負債	1,399,124
当座		1,319,153		退職給付負債	1,399,124
普通預金		14,424,815		リース負債	703,395
郵便振替口座合算		3,000,000		リース負債	19,416,649
現金		0		リース負債	20,120,044
(2) その他流動資産		22,109,725		リース負債	21,519,168
商貯		87,570			
その他流動資産		114,360			
流動資産合計		201,930			
		22,311,655			
2. 固定資産					
(1) 基本財産		5,000,000			
基本財産		5,000,000			
(2) 特定資産					
青色申告普及事業基金引当資産		14,537,545			
退職給付引当資産		19,416,649			
車両購入引当資産		2,025,103			
固定資産購入引当資産		19,178,327			
記念式典事業引当資産		600,090			
特定資産		4,888,970			
その他固定資産		60,646,684			
(3) 建物		6,479,883			
冷暖房設備		1			
電気設備		313,733			
厨房設備		172,820			
内車搬		497,024			
備品		13,947			
ソフ		627,700			
電話架設		703,395			
借差		42,000			
その他固定資産		223,400			
固定資産		45,955,707			
		105,000			
		55,134,610			
		120,781,294			
		143,092,949			
			<b>【Ⅲ】正味財産</b>	<b>の</b>	
			1. 指定正味財産	財産合計	0
			2. 一般正味財産	財産合計	0
			一般正味財産	財産合計	121,573,781
			一般正味財産	財産合計	121,573,781
			(うち基本財産への充当額)	5,000,000	
			正味財産合計	121,573,781	
			負債及び正味財産合計	143,092,949	

## 第15期（平成24年度）事業計画書（抜粋）

### I. 基本方針

私たち青色申告会は、青色申告者が自主的に組織した納税者団体として昭和25年にスタート以来、60年におよぶ青色申告制度の普及推進を通じて、わが国の税制の中核である申告納税制度の発展と、健全な納税思想の高揚に積極的な役割を果たしてまいりました。ところで、数年続いている世界的な社会経済不況は、国内においては経済の停滞状態から脱却ができず、雇用不安や消費の低迷などを引き、国民の生活に重大な危機をもたらしています。

加えて、昨年の東日本大震災による甚大な被害と原子力発電所事故による被害の影響により、地域社会や小規模事業者はもとより、国民生活にとりましても極めて厳しい状況が続いています。

また、社会保障と税の一体改革、大震災復興税制の制定や消費税の増税論議など、税にかかわる社会環境にも大きな変化が見られ、大きな関心のあるところです。

私たち青色申告会は、この厳しい社会経済環境の中にあっても、小規模な個人事業者が安心できる経営基盤の確保に努めるとともに、地域社会の発展に貢献できる、健全な納税思想の普及推進に取り組む公益活動を、積極的に展開していかなければなりません。

平成24年度においては、社団法人東京青色申告会連合会と協同して、記帳指導の青色申告会を自覚した、健全な納税者団体としての社会的責任を果たすとともに、次の施策を推進してまいります。

#### 【重点項目】

- 青色申告制度の普及推進を通じて、健全な納税者の育成を図り、地域に密着した公益活動の充実に努めます。
- 新公益法人制度への対応として、一般社団法人への移行の準備に取り組みます。
- 関係民間団体と協調して、会員及び一般納税者への税に関する啓発活動を高めるとともに、租税教育活動をはじめとした公益活動に積極的に取り組みます。
- 地域社会の信頼に応えるため組織基盤の強化、あわせて年間を通じた会勢拡大運動を展開します。
- 情報公開に努め、会組織の公益性を希求し、社会の変化に対応した組織運営と事務局体制の強化を図ります。
- 「e-Tax」への対応など指導環境の整備と会員への普及育成に努めるため、事務局指導體制の向上に努めます。

### ◆ 土曜・日曜日の「事務局」営業のお知らせ ◆

7月7日（土）、8日（日） 9時～12時は業務を行っています。  
平日、事務局を利用できない方はぜひこの機会にお越しください。（源泉所得税・記帳相談等）

## ● 6月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい

日 時	7月18日(水) 午前10時～午後4時
場 所	(社) 渋谷青色申告会事務局
費 用	無 料 (1人約1時間を予定)
ご予約制です。事務局までお電話どうぞ (Tel 3463-7043)	



## ● 都税についてのお知らせ ●

### 6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です (23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(金)に発送します。

<納 期 限> 平成24年7月2日(月)

<ご利用になれる納付方法・場所>


- ① 金融機関※<sup>1</sup>・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※<sup>2</sup>
- ③ コンビニエンスストア※<sup>3</sup>



<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ  
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ  
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)


\*領収証書及びレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

- ④ 金融機関※<sup>1</sup>・郵便局の  (ペイジー)対応のATM※<sup>4</sup>、インターネットバンキング※<sup>4</sup>、モバイルバンキング※<sup>4</sup>

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行していますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは、主税局ホームページ

(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索 

固定資産税・都市計画税の納税には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、納税通知書に同封されているハガキでお申込みください。また、依頼書は主税局ホームページからもダウンロードできますので、そちらもご利用ください。

(平成24年8月10日(金)までにお申込みいただくと、9月の第2期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-5912-7520)